

第 47 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和 3 年 4 月 19 日（月） 9 : 10 ~ 9 : 40

場所 県庁本館 12 階大会議室

議題 1 「新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針の見直しについて」

政策部長から資料に沿って説明

議題 2 「本県の現状及びワクチン接種について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題 3 「今後における本県の対応について」

本部長発言

本県では、3 月 24 日から毎日連続で新規感染者の発生が続いており、3 月 31 日からは対策期を「感染警戒期」に、そして、すぐ翌日 4 月 1 日からは「感染拡大防止対策期」に 2 日続けて移行した後も、直近 1 週間の累積新規感染者数が 120 人を超え、直近 1 週間と先週 1 週間との比較では、この時点では 1.7 倍を超えるなど、感染拡大リスクが急激に高まる「感染急増段階」といふべき状況となったことを受けて、4 月 4 日から 24 日までを「感染拡大防止集中対策期」に位置付けて取組みを進めている。

県民の皆さまお一人お一人が感染防止対策を徹底していただくことで、何とか感染を抑制していくことを基本としながら、変異株の拡がりにも対応し、4 月 12 日から始まった高齢者へのワクチン接種を円滑に進めていくため、短期間で集中的に一定レベルまで抑える必要があると考え、対策期間中の 4 月 7 日から 20 日までの 2 週間、年度初めで感染リスクが高まる「大人数・長時間の飲食」「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすい飲食店に対して、営業時間を午前 5 時から午後 9 時まで（酒類提供は午後 8 時まで）に短縮していただくよう協力要請し、要請にご協力いただいた飲食店には、協力金を支給することとしたところである。

今回の営業時間の短縮の要請に対しては、大変厳しい状況の中で、多くの飲食事業者の皆さま、県民の皆さまに、御協力をいただいた。

飲食店の営業時間短縮の協力金などに関して、開設したコールセンターでは、4 月 16 日現在で計 2,197 件の問い合わせに対応しているところであり、円滑な事業の実施に努めている。

また、このたびの協力要請に合わせて、改めて、感染防止対策の徹底の呼びかけを行うとともに、要請に係る実施状況の把握を行うために、適宜、県内市町の御協力をいただきながら、県内全域において巡回を実施している。

4 月 15 日現在で、巡回した職員は延べ 158 人、巡回店舗数は 2,982 店となっている。ほとんどの飲食店の方が、今回の要請に応じていただいていると受け止めており、御協力いただいている飲食事業者の皆さま、県民の皆さまには、改めて感謝申し上げます。

なお、営業時間短縮に係る協力金については、5 月 6 日からの受付開始に向けて、円滑に申請

手続きができるよう、準備を進めている。

また、飲食店の営業時間短縮の協力要請に加えて、感染症の拡大の予兆を早期に探知し、感染拡大の防止につなげるため、営業時間短縮要請の対象となる飲食店の従業員に対する一斉のPCR検査を、4月15日から28日の2週間の予定で実施しているところであり、大型連休前の効果発現につなげたいと考えている。

飲食事業者をはじめ、多くの方々のご協力もあり、現在の本県の感染状況は、先ほど、健康福祉部長から報告があったとおり、「感染拡大防止集中対策期」に入る前と比べて、直近1週間の累積新規感染者数は減少するとともに、直近1週間と先週1週間の比較では0.9と概ね横ばいとなるなど、感染拡大が一定程度抑えられており、傾向として4月3日時点で申し上げた、いわゆる「感染急増段階」という非常に直線的に増加するような傾向からは脱してきているが、新規感染者数は、およそ10人前後のレベルで推移しており、なお予断を許さない状況にあると認識している。

4月に入ってから、新規感染者のうち、会食の行動歴がある割合は約3割を占めているが、民間企業の調査結果によると、高松市内の主要駅周辺の夜間の人出は、「感染拡大防止集中対策期」前に比べて平均で3割程度減少するなど、飲食店の営業時間短縮の協力要請は、感染リスクの低減につながったと言えると考えている。

こうした状況を総合的に勘案し、4月7日から実施してきた飲食店の営業時間短縮の協力要請は、当初の期限である、明日4月20日で、一旦終了することとする。

しかしながら、現在、変異株の占める割合が高まっていることに加えて、他の都道府県において、感染者数が急増している地域、具体的には、まん延防止等重点措置区域が増加していること、ゴールデンウィークを迎え、人の流れが活発になるおそれがあること、などを踏まえると、今後の感染状況を十分に見極めながら、「感染拡大防止集中対策期」の継続の可否を検討していくとともに、あわせて、飲食店の営業時間短縮の協力の再要請についても、検討していく必要があると考えている。

営業時間短縮の協力の再要請を行う場合には、国からの取扱い通知に基づき、協力金については、事業規模に応じたものに見直すことになると考えている。

いずれにせよ、現在の「感染拡大防止集中対策期」においては、気を緩めることなく感染拡大防止対策に全力で取り組むことを第一としつつも、社会経済活動の維持との両立に向けた取り組みについても並行して行わなければならないと考えている。

そうした考えのもと、今後の感染防止対策として、「大人数・長時間の飲食」、「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすい飲食店における感染防止対策の徹底を図り、感染症に強い地域社会経済をつくっていくため、国からも強く要請されている、飲食店に対する感染防止対策の認証制度の創設を、早急に検討する。

このほか、Go To Eat キャンペーンに係る対応や、障害者施設等従事者への一斉PCR検査の実施、宿泊療養施設の充実についても、適切に対応してまいりたいと考えており、この後、担当部長より説明する。

ここで、ゴールデンウィークを迎えるに当たって、県民の皆さまへのお願いがある。

ゴールデンウィークは人の移動が活発化する時期であり、変異株による感染が増加している中で、他の地域への感染拡大を防止する観点からも、特に移動・往来、帰省に際しては、感染防止

策を徹底していただく必要がある。

そこで、

- ・帰省・旅行、不特定多数が集まるイベントや集客施設などに行くことは、慎重な検討をお願いする。特に発熱等の症状がある方などは厳に控えていただきたい。
- ・首都圏や関西圏など、感染が拡大している地域との往来については、延期、自粛、オンライン帰省の活用をお願いする。
- ・どうしても帰省する必要がある場合は、帰省までの間、感染リスクが高い場所に行くことを控え、大人数の会食を控えるなど、高齢者への感染につながらないように注意をお願いする。
- ・会食をはじめとするリスクの高い場所は、これまで以上に慎重に検討してください。
- ・ゴールデンウィーク中の同窓会をはじめ、会食する場合には、できるだけ、家族か、4人までで、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ」工夫の徹底をお願いする。

また、新しい生活様式の徹底として、「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底することを県民の皆さまにお願いするわけであるが、県としても率先して対応する必要がある。このため、時差出勤や在宅勤務の一層の活用により、県職員の出勤抑制についても速やかに検討するよう指示する。

私としては、新型コロナウイルスの感染拡大を何としても抑制し、一日も早い社会経済の回復に向けて、全力で取り組むので、県民の皆さま、事業者の皆さまには、引き続きの御理解、御協力をお願いする。

議題4 「Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について」

商工労働部長から資料に沿って説明

議題5 「障害者施設等従事者への一斉検査の実施について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

議題6 「宿泊療養施設の充実について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

本部長発言

健康福祉部においては、それぞれの施策を円滑に実施できるよう準備を進めてもらいたい。

先ほど申し上げたように、現在の新規感染状況は、なお予断を許さない状況にある。各部局においては、引き続き、新型コロナウイルスの対応について、県民の皆様の安全・安心の確保を図るため、気を緩めることなく、連携して対応にあたっていただきたい。